

＜磯子区会計年度任用職員（こども家庭支援課 母子保健業務スタッフ）勤務条件一覧＞

※任用が必要になった際は、その職のより具体的な勤務条件をお伝えしたうえで選考を行います。

【職名】会計年度任用職員（母子保健業務スタッフ）

【業務内容】①妊婦や養育者の相談対応業務（窓口・電話・訪問等）

②乳幼児健診未受診者への受診勧奨業務

③その他母子保健事業の実施に必要な業務

※その他、大規模災害発生時における災害対応業務（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

【資格要件】看護師・保健師・助産師のいずれか

【勤務日】月～金曜日のうち週1日～4日

【勤務時間】8:30～17:15のうち1日あたり7時間30分

【報酬額】時給1,788円（令和8年度予定）

【勤務地】磯子区福祉保健センター

【任用期間】令和8年4月1日から令和9年3月31日までの範囲で、必要な期間

【報酬支給】翌月払い・毎月21日

【通勤費用】実費相当額を支給

【期末手当】一定の要件を満たす場合に支給

【勤勉手当】一定の要件を満たす場合に支給

【社会保険】一定の要件を満たす場合に加入（健康保険、厚生年金保険、雇用保険）

【休暇】一定の要件を満たす場合に年次休暇、夏季休暇等を付与

※その他の勤務条件等については、横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。